こども政策の強化について

令和5年1月24日 小倉臨時議員提出資料

こども家庭庁

岸田総理からの御指示(1月6日)

〇こども政策の強化について、検討を加速するため、本年4月のこども家庭庁の発足を待たず、 小倉大臣の下で、一昨日の伊勢の会見で示した3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3 月末を目途に、具体的なたたき台をとりまとめていただきたい。

(参考) 対策の基本的な方向性

- 1)児童手当を中心に経済的支援を強化すること。
- 2) 学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。
- 3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。女性の就労は確実に増加した。 しかし、女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠であ る。その際、育児休業制度の強化も検討すること。
- ○検討に当たっては、小倉大臣の下に**関係省庁と連携した体制**を組むとともに、**学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者から、広く意見を聞き、大胆に検討**を進めてもらいたい。節目節目で、自分も直接、話を聞く。よく相談していきたい。
- 〇小倉大臣によるたたき台の内容を踏まえ、4月以降、自分(総理)の下で更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示する。

こども政策の強化に関する関係府省会議(1月19日立上げ)

<u>1. 趣</u>旨

こども政策については、こども家庭庁創設後、こども基本法(令和4年法律第77号)に基づくこども大綱を令和5年秋頃を目途に閣議決定し政府を挙げて総合的に推進することとしているところ、それに先立ち、令和5年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示すこととしている。

このため、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」(令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定)や「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論も踏まえつつ、「未来への投資」であるこども政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進めるべき事項について集中的に検討するため、こども政策担当大臣の下、関係府省から成る、こども政策の強化に関する関係府省会議(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成員

座長 こども政策担当大臣

座長代理 内閣官房こども家庭庁設立準備室長

構成員 内閣官房 : こども家庭庁設立準備室次長、全世代型社会保障構築本部事務局長

内閣府 : 政策統括官(経済社会システム担当)、政策統括官(政策調整担当)

男女共同参画局長、子ども・子育て本部統括官

総務省 : 大臣官房審議官(財政制度・財務担当)

財務省 : 主計局次長

文部科学省:総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長

厚生労働省:職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、

政策統括官(総合政策担当)

国土交通省:住宅局長

関係府省会議の検討スケジュール

第1回:1月19日

全世代型社会保障構築本部決定について 今後の進め方について

第2回:2月中旬目途

有識者ヒアリング①

児童手当を中心とした経済的支援の強化

第3回:2月下旬~3月上旬目途

有識者ヒアリング②

幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充

第4回:3月中~下旬目途

有識者ヒアリング③

働き方改革の推進とそれを支える制度の充実

こども政策の推進に係る有識者会議からの報告

第5回:3月末目途

たたき台の取りまとめ

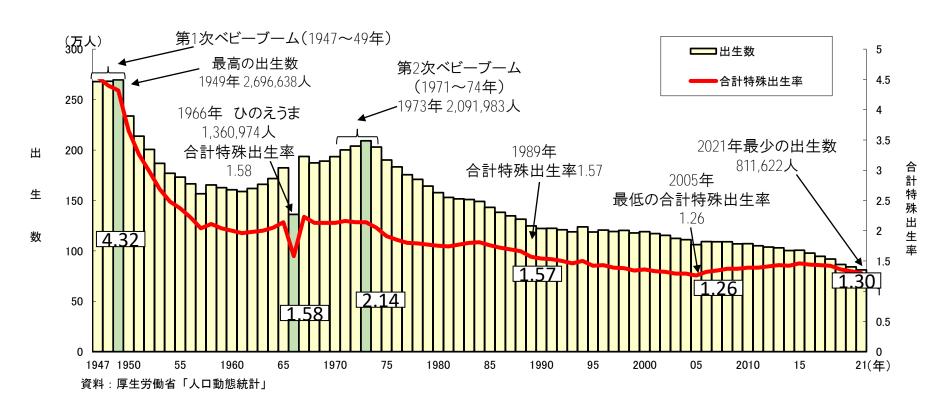
参考資料

1. こども・子育ての現状

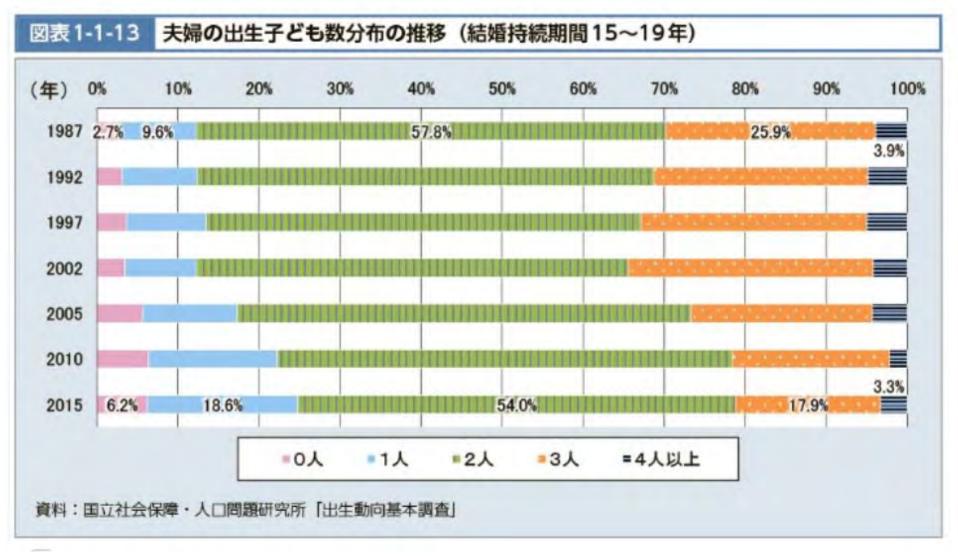
出生数、合計特殊出生率の推移

● 2022年1~10月の出生数(速報値:日本における外国人の出生等を含む)は66万9,871人、対前年同期間 比マイナス4.8%となっており、2022年の年間の出生数は初めて80万人を下回る見込み。

年	1949年	1973年	1989年	2005年	2021年	2022年
出生数	269万 6,638人	 209万 1,983人	 124万 6,802人	 106万 2,530人	 81万 1,622人	1~10月 66万9,871人※ (対前年同期間比▲4.8%) ※速報値:日本における外国人の 出生等を含む
合計特殊 出生率	4.32	2.14	1.57	1.26	1.30	_

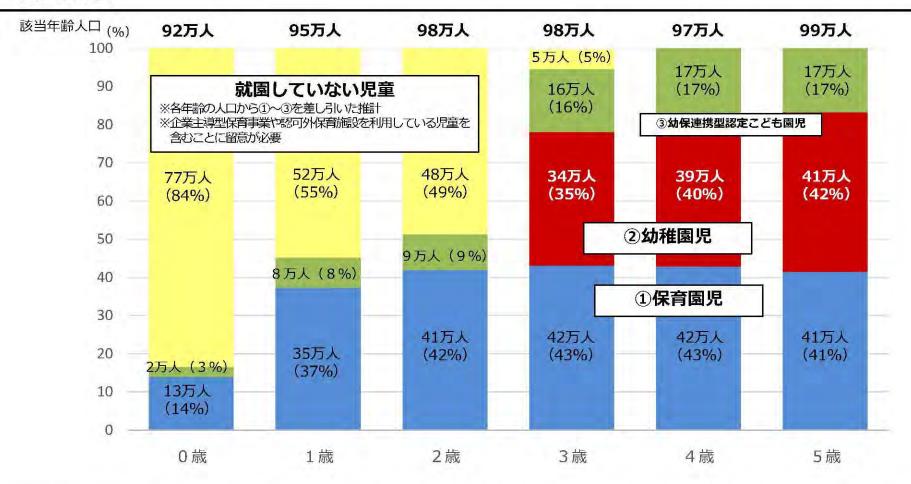


夫婦の出生こども数分布の推移(結婚持続期間15~19年)



(令和2年版厚生労働白書)

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0~2歳児の約6割(約182万人)、3~5歳児の約2%(約5万人)となっている。



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。

[※]保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、 「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

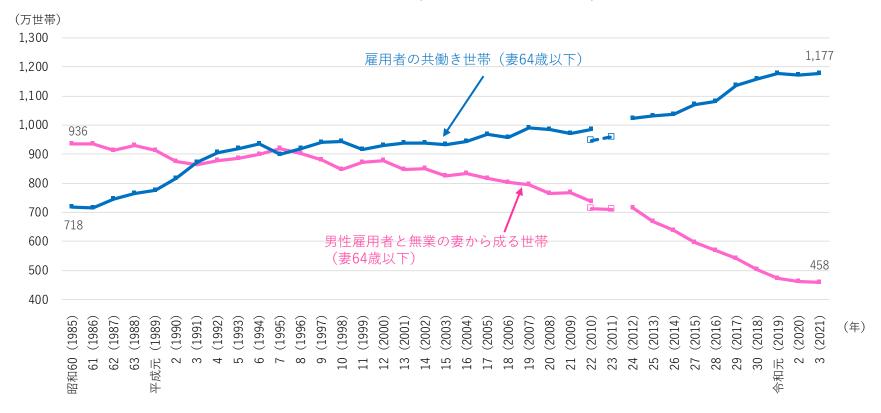
^{※「}推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このだめ、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

[※]四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)

- 「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向。
- ·令和3(2021)年の「雇用者の共働き世帯」は、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の2倍以上。

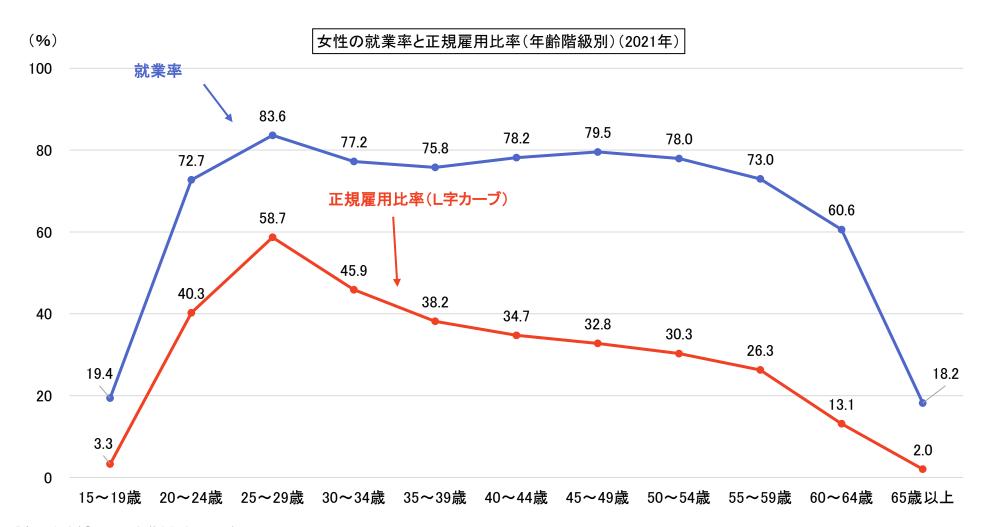
特 - 7図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が 相違することから、時系列比較には注意を要する。
 - 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 3.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

女性の年齢階級別正規雇用比率(L字カーブ)(2021年)

● 女性の年齢階級別正規雇用比率(L字カーブ)は25~29歳の58.7%をピークに低下する。

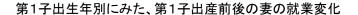


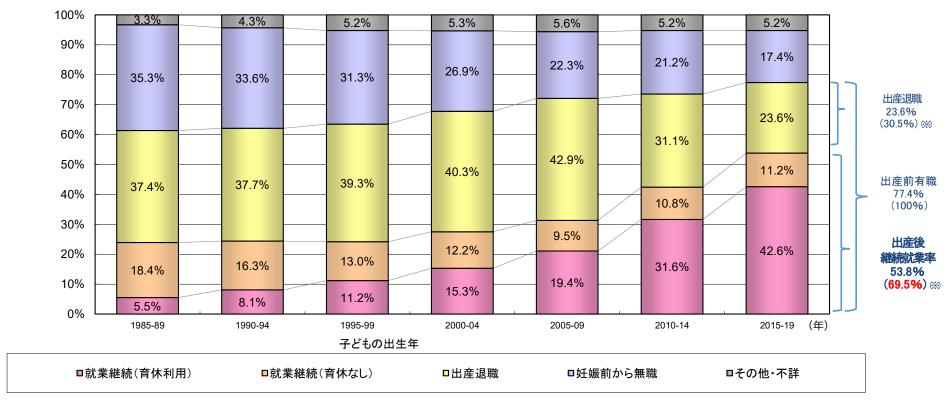
(備考)1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- 2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。
- 3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

第1子出生前後の女性の就業変化

● 妻の出産後の継続就業率は上昇しており、約7割の女性が、第1子出産後も継続就業している。 約3割の女性が、出産・育児を機に退職。





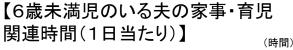
^{(※)()}内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

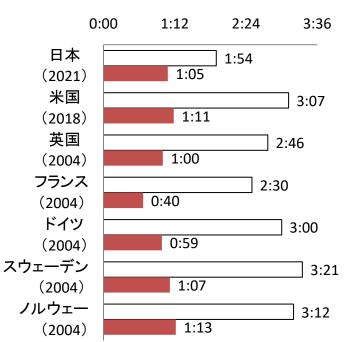
⁽注1)就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。

⁽注2)上記グラフは、対象期間(例:2015~2019)中に出産した女性の就業変化を表している。

女性の継続就業・出産と男性の家事・育児時間の関係

- 日本の夫(6歳未満の子どもを持つ場合)の家事・育児関連時間は、2時間程度と国際的にみて低水準
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にある。



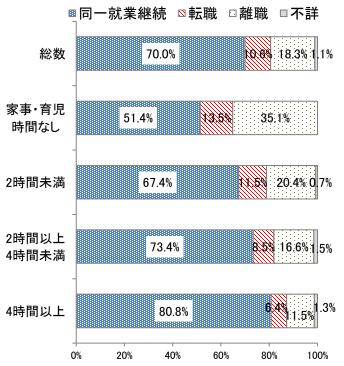


□家事関連時間全体 ■うち育児の時間

(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)より作成。

2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

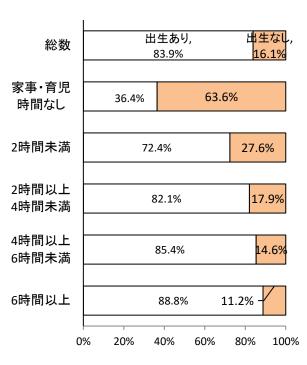
【夫の<u>平日</u>の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】



資料出所:厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月:2021年11月)より作成注:

- 1)集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。 ①第1回から第10回まで双方が回答した夫婦
 - ②第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が 回答した夫婦
- ③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に 子どもが生まれた夫婦
- 2) 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 3)「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【夫の<u>休日</u>の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



資料出所:厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査 (2012年成年者)」(調査年月:2021年11月)より作成 注:

- 1)集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
 - ①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
 - ②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで 双方が回答した夫婦
- 双方が凹合した大婦 ③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦 2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の
- 状況である。 3)9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 4)「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。